

津幡町告示第65号

津幡町空き家バンク制度実施要綱を次のように定める

平成25年6月17日

津幡町長 矢田 富郎

津幡町空き家バンク制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、津幡町における空き家の有効活用を通して、本町への移住及び定住を促進し、もって地域の活性化を図るため、津幡町空き家バンク制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が自ら居住を目的として建築又は取得し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）町内に存在する建物及びその敷地をいう。
- (2) 所有者等 当該空き家に係る所有権又は売買若しくは賃貸（転貸を除く。）を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売買、賃貸等を希望するその所有者等から申込みを受けた情報を公開し、町内へ定住等を目的として空き家の利用を希望する者に対し、紹介を行う仕組みをいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱の規定は、空き家バンク以外による空き家の取引を規制するものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクによる空き家に関する登録を受けようとする所有者等は、津幡町空き家バンク登録申込書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(空き家の物件調査)

第5条 町長は、前条の規定による登録の申込みがあったときは、不動産の売買契約や賃貸契約において買主や借主の権利を保護するため、当該物件の調査を、町内の状況に精通した宅地建物取引業者からなる団体に対し委託する。

(空き家の登録)

第6条 町長は、前条の規定による物件調査が終了した空き家について、登録の適否を判断し、適当と認められた物件を空き家バンクに登録（以下「登録物件」という。）するとともに、津幡町空き家バンク登録結果通知書（様式第2号）により所有者等に通知する

ものとする。

2 町長は、物件調査の結果、当該物件が次の各号のいずれかに該当するときは、登録しないものとする。

- (1) 申請内容に虚偽があったもの
- (2) 老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの
- (3) その他町長が適当でないとしたもの

3 町長は、第1項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクによることが適当と認めるものは、当該所有者等に対して同制度による登録を勧めることができる。

(登録物件の登録事項の変更)

第7条 前条第1項の規定による登録完了の通知を受けた申請者(以下「登録者」という。)

は、当該登録物件の登録事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を津幡町空き家バンク登録事項変更届出書(様式第3号)により町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに公開内容を更新するものとする。

(登録物件の抹消)

第8条 町長は、登録物件に係る所有権その他の権利に異動が生じたとき、登録から2年が経過したとき又は津幡町空き家バンク登録事項抹消届出書(様式第4号)により登録抹消の届出があったときは、当該登録物件の登録を抹消するものとする。ただし、登録から2年が経過した登録物件については、改めて第4条の規定による登録の申込みを行うことにより、再度登録することができる。

2 町長は、前項の規定による抹消をしたときは、その旨を津幡町空き家バンク登録抹消通知書(様式第5号)により当該物件登録者に通知するものとする。

(情報の提供等)

第9条 町長は、必要に応じて、物件調査が終了した登録物件情報(物件登録者の個人情報を除く物件情報に限る。)をホームページ等を通じて広く提供するものとする。

(利用希望者の要件)

第10条 空き家バンクに登録された物件は、次のすべての要件を満たしている者でなければ利用することができない。

- (1) 町内に定住又は滞在を目的として空き家の購入又は賃借を希望し、かつ、公序良俗に反するおそれがない者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない者

(利用希望の申込み等)

第11条 空き家バンクに登録された空き家を利用しようとする者(以下「利用希望者」という。)は、津幡町空き家バンク利用申込書(様式第6号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により申込書の提出があった場合は、当該希望物件の登録者に対して利用希望者の情報を、利用希望者に対して当該希望物件の詳細情報をそれぞれ提供するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第12条 町長は、登録者と利用希望者との空き家に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約については、直接これに関与しないものとする。

(個人情報の保護)

第13条 空き家バンクの運用にあたり知り得た個人情報の取扱いについては、津幡町個人情報保護条例（平成13年津幡町条例第1号）に定めるところによる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。